

(その1)

収 支 報 告 書

入 金 計	繰越	検算	転記		
①	②	③	④		

※該当箇所に ☒ すること。

政治団体の区分	
☐ 政	党
☐ 政	党の支部
☐ 政	治資金団体
☐ 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体	
☒ その他の政治団体	
☐ その他の政治団体の支部	
活動区域の区分	
全国（2都道府県以上）	

(ふりがな) たぶちまさふみこうえんかい

1 政治団体の名称 たぶち正文後援会

2 主たる事務所の所在地 東京都目黒区青葉台1-27-10
アーベイン青葉台ビル3F

3 代表者の氏名 田淵 正文

4 会計責任者の氏名 原田 晃

5 令和 5 年分

団体コード	1	2	9	0	0	0	5	9	2	0	0	0	1	1
前年繰越額	14,201 円													

事務担当者の氏名 原田 晃

電話番号 090-4728-2416

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	☒ 無
公職の種類 (現・候)	
資金管理団体の届出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体	
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名 田淵 正文	
公職の種類 衆議院議員 (現・候)	

(※) 資金管理団体の指定の期間				
令和	年	月	日	から
令和	年	月	日	まで

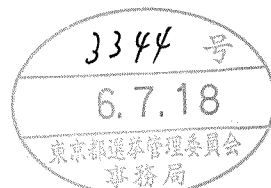
※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合のみ記入のこと。

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間				
令和	年	月	日	から
令和	年	月	日	まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入のこと。

受 付	審 査	確 認	消 込

103490



2482

収 支 の 状 況

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額 -----			十億			百万			千	14	20	1	円
(前年からの繰越額)-----										14	20	1	
(本年の収入額)-----												0	
支 出 総 額 -----												0	
翌年への繰越額-----										14	20	1	

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費													
金 額 -----			十億			百万			千				円
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)-----	0人												

(2) 寄 附													
ア 寄附(イを除く。)の区分		金 額										備 考	
	(ア) 個人からの寄附			十億			百万			千			円
	(うち特定寄附)												0
	(イ) 法人その他の団体からの寄附												0
	(ウ) 政治団体からの寄附												0
	小 計 (ア) + (イ) + (ウ)												0
	(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)												0
イ 政党匿名寄附													0
合 計 (ア + イ)													0

全団体提出

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取 得 の 価 額 が 100 万 円 を 超 え る 動 産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

※資産の有無にかかわらず、全ての団体において提出が必要です。

(注) 有に☒の場合は「項目別区分」ごとに(その18)が必要です。

全団体提出

政治資金監査報告書

令和6年7月12日

たぶち正文後援会

代表 田淵 正文 殿

登録政治資金監査人

登録番号 第3861号



研修終了年月日 平成23年1月21日

1. 監査の概要

- ① 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、たぶち正文後援会の令和5年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- ② この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- ③ 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成または徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- ④ この政治資金監査は、たぶち正文後援会の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると中居正和が判断したため、中居正和税理士事務所（千代田区亀町2-12藤和半蔵門コア405）において行った。

2. 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- ① 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、たぶち正文後援会に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

- ② 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会

議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

③ 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。

④ 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3. 業務制限

たぶち正文後援会と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、たぶち正文後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業員との間においても、同様である。

以 上